

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の 規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つです。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等について通常の50パーセントを55パーセント等に嵩上げし、道路整備の促進に対する特段の配慮がなされていますが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっています。

地方創生や人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる本市をはじめとする地方自治体にとって、補助率等の嵩上げ措置の廃止は死活問題であり、全国各地で取り組まれている地域づくりに影響を及ぼし、地域活力の低下を招くことが危惧されます。

よって、国におかれては、継続的かつ着実な道路整備を推進するため道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月4日

上田市議会議長 土 屋 陽 一